

### 3. イスラムという宗教について

#### (1)なぜ、イスラムは人びとの心をとらえるのか

1 シンプルな教義

2 シンプルな時間観と空間観

3 偶像崇拝の禁止

4 個人主義であると同時に集団主義

5 原則は厳しく、適用は柔軟

写真 モスク建築にみるイスラム世界の多様性

# 1 シンプルな教義

ilāh → al-ilāh → allāh

神アッラー

islām

iSLām

muSLiM

Salām

muslim

muslim

イスラム信徒共同体 (umma)

イスラム教徒 (muslim)

イスラム (islām)

## 2 シンプルな時間観と空間観

- 時間観
- ヘジュラ(移住) イスラム暦元年=ヘジュラの年(622年)
- ジャーヒリーヤの時代とイスラムの時代
  
- 空間観
- ダール・ハルブ(戦争の家)とダール・イスラム(イスラムの家)

## 4 偶像崇拝の禁止

- 厳格な一神教的世界観
- ① 偶像崇拝の禁止
- ② 「聖」「俗」二元論の否定
- 信仰告白(シャハーダ)  
「la ilah illa allah,  
muhammad rasul allah」

## 5 個人主義であると同時に集団主義 イスラム教徒が守るべき五つの柱(行)

- ①信仰告白(シャハーダ)
- ②礼拝(サラート)
- ③断食(サウム)
- ④喜捨(ザカート)
- ⑤巡礼(ハッジ)

## 6 原則は厳しく、適用は柔軟

### コーランにみられる規範の三範疇

- ① **イバーダート** 信徒が神に対して帰依の心を直接表明する行為、つまり儀礼的行為  
イスラム教徒が守るべき五つの柱(行)  
信仰告白(シャハーダ)・礼拝(サラート)・断食(サウム)・喜捨(ザカート)・巡礼(ハッジ)
- ② **ムアーマラート** ウンマ(イスラム信徒共同体)成員間の正しい関係のあり方を述べた倫理的法的規範 (1)倫理的義務 (2)日常生活の具体的な法的規範
- ③ **ジハード** イスラム信徒共同体(ウンマ)と非イスラム信徒共同体との関係を律する規範  
ダール・イスラム⇔ダール・ハルブ ジハードの原義:「努力すること」  
ダール・スルフ⇒シャル(イスラム国際法)

# イスラム法：原則は厳しく、適用は柔軟

## 多様な法解釈

### イスラム法の法源

- ①コーラン
- ②スンナ
- ③イジュマー
- ④キヤース

### 四法学派

- ①ハナフィー派
  - ②マーリキー派
  - ③シャーフイー派
  - ④ハンバリー派
- cf. ワッハーブ派

# 行為の五範疇

- ① 行うことが義務であり、行わねば罰せられる行為
- ② 行うことが推賞されるが、行わなくても罰せられることのない行為
- ③ 行っても行わなくても賞罰に関係ない行為
- ④ 行わないことが推賞されるが、行っても罰せられることのない行為
- ⑤ 行わないことが義務であり、行えば罰せられる行為

①⑤: 法的規範      ②④: 倫理的義務



## コーランにみる「ヴェール」

それから女の信仰者にも言っておやり、慎しみぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう。自分の夫、親、舅、自分の息子、夫の息子、自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子、自分の（身の廻りの）女達、自分の右手の所有にかかるもの（奴隸）、性欲をもたぬ供廻りの男、女の恥部というものについてまだわけのわからぬ幼児、以上の者以外には決して自分の身の飾り（身体そのものは言うまでもない）を見せたりしないよう。うっかり地団太ふんだりして、隠していた飾りを気づかれたりしないよう（これは踝飾りを指す。そのかちやかちやいう音は、身体の一部を見せるよりもっと男の性欲をさそうものだ、と古註解は書いている）。ま、なにはともあれ、誰もかれも、みんなアッラーにお継り申すことだ。お前たち信仰者。そうすれば、きっと、行く末いい目も見られよう。（24章31節）

## コーランにみる「四人妻」

孤児にはその財産を渡してやれよ。よいものを（自分でせしめて）その代りに悪いものをやったりしてはいけない。彼らの財産を自分の財産と一緒にして使ってはいけない。そのようなことをすれば大罪を犯すことになる。（4章2節）

もし汝ら（自分だけでは）孤児に公正にしてやれそうもないと思ったら、誰か気に入った女をめとるがよい。二人なり、三人なり、四人なり。だがもし（妻が多くては）公平にできないようならば一人だけにしておくか、さもなくばお前たちの右手が所有しているもの（女奴隷を指す）だけで我慢しておけ。その方が片手落ちになる心配が少くてすむ。（4章3節）

みなの方がお前（マホメット）に女のことで判定を求めて来るであろう。言ってやるがよい、「女についてはアッラーが御自身でお前たちに判定をお下しになる。それからまたお前たちが規定された財産を（まだ）与えずしかも自分の嫁にしようと考えておる孤児の女だとか、哀れな子供たちだとか、また孤児は義しい取扱いをしてやらなければいけないことだとか、聖典の中に特にそういうことに関した箇所をお前たちいろいろ読み聞かせて戴いておる（それも神の示し給う判定である）。とにかくお前たちが何でもよいことをすれば、アッラーは必ずそれを御心に留め給うであろう」と。（4章127節）

大勢の妻に対して全部に公平にしようというのは、いかにそのつもりになったとてできることではない。しかしそれとて、あまり公平を欠きすぎて、誰か一人をまるで宙づりのように放っておいてはいけない。汝らみな仲よくして神を懼れる心を忘れないなら、アッラーはまことに情深く、慈悲深くおわします。（4章129節）

## コーランにみる「リバー(利子)」

利息を喰らう人々は、(復活の日) すっと立ち上がることもできず、せいぜいシャイターン(サタン)の一撃をくらって倒された者のような(情ない)立ち上り方しかしないであろう。それというのも、この人々は「なあに商売も結局は利息を取るようなもの」という考えで(やっている)。アッラーは商売をお許しになった、だが利息取りは禁じた給うた。神様からお小言を頂戴しておとなしくそんなこと(利子を取ることを)をやめるなら、まあ、それまでに儲けた分だけは見のがしてもやろうし、ともかくアッラーが悪くはなさるまい。だがまた逆戻りなどするようなら、それこそ地獄の劫火の住民となって、永遠に出してはいただけまいぞ。(2章276節)

汝ら、信徒の者、二倍をまた二倍にした利息を喰らったりしてはならぬぞ。アッラーを畏れまつれ。さすれば汝らもいい目に遭える時が来よう。(3章125節)

それからまた彼らは、禁を犯して利息を取り、みんなの財産を下らぬことに浪費した。彼ら(ユダヤ教徒)の中の信なき者どもには苦しい天罰を用意しておいたぞ。(4章159節)